

合併処理浄化槽設置整備補助金交付の手続きの流れ

1 補助金交付申請書（第1号様式）を申請者から町環境課へ

※交付申請金額については、別紙「交付申請金額の算出方法」を参照してください。

＜申請書提出時に必要な添付書類＞

- ①浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証及び確認申請書1～5面の写し
- ②浄化槽概要書の写し
- ③型式認定書（浄化槽法第13条第1項に基づく認定）、
型式適合認定書・型式適合認定書別添仕様書及び図面、国土交通大臣認定書
- ④登録証（発行：全国浄化槽推進市町村協議会会長）
- ⑤位置図（案内図）
- ⑥建物の平面図、浄化槽配置図及び屋内外排水設備図（管きよの延長及びますの位置が確認できるもの）
- ⑦登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧浄化槽等設置工事費見積書の写し（第2号様式）
※合併処理浄化槽設置整備に係る工事施工についてのみのもの
- ⑨設置資格者証（浄化槽整備士免状の写し）
- ⑩借地・借家の場合は、地主等の承諾書
- ⑪既設単独処理浄化槽又は、汲み取り便槽を全撤去できない場合は、その理由書と現場写真

2 補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）を町環境課から申請者へ

3 合併処理浄化槽設置工事着工

○「補助金交付決定通知書」を受けてから工事着手を行ってください。

○工事の際に、写真撮影（別紙：「施工写真の撮り方」を参照）を行う必要があります。

★撤去費の補助を受けるが、汲み取り便槽を全撤去できない場合は、撤去工事時に町職員が立ち会います。

※工事完了後1か月以内に次の「実績報告書」を提出してください。

4 実績報告書（第6号様式）を申請者から町環境課へ

○実績報告書の提出期限は、その年度の2月28日です。提出期限を超えた場合は、補助金の交付ができません。

＜実績報告書提出時に必要な添付書類＞

- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法定検査（浄化槽法第7条及び第11条関係）の検査手数料受領証の写し
- ③浄化槽等設置工事の工程写真
- ④浄化槽設置確認表（別紙）
- ⑤申請時と変更があった場合のみ、完成した浄化槽配置図及び屋内外排水設備図（管きよの延長及びますの位置が確認できるもの）
- ⑥浄化槽設置に係る施工業者等からの請求書の写し又は領収書の写し
※合併処理浄化槽設置整備に係る工事施工についてのみのもの
- ⑦補助金交付請求書（第7号様式）
- ⑧撤去費の補助を受ける場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

☆ 手続きは、申請者本人以外（施工業者など）が行うことができます。

問合先 山北町環境課

電話：0465-75-3656

交付申請金額の算出方法

○補助金交付申請書の交付申請金額については、浄化槽等設置工事費見積書（第2号様式）に基づいて次のとおり申請してください。

【転換の場合】（一般地域）

①本体設置費

見積書の「本体設置費」に消費税率を乗じて算出される額（1,000円未満切捨）と「人槽区分に応じた本体設置費の補助基準額」を比較していずれか少ない額

②付帯工事費（撤去費＋配管工事費）

見積書の「付帯工事費」に消費税率を乗じて算出される額（1,000円未満切捨）と「人槽区分に応じた付帯工事費の補助基準額」を比較していずれか少ない額

●**交付申請額＝①＋②**

【転換の場合】（三保地域）

①本体設置費

見積書の「本体設置費」に消費税率を乗じて算出される額（1,000円未満切捨）と「人槽区分に応じた本体設置費の補助基準額」を比較していずれか少ない額

②付帯工事費（配管工事費）

見積書の「付帯工事費（配管工事費）」に消費税率を乗じて算出される額（1,000円未満切捨）と「付帯工事費（配管工事費）の補助基準額」を比較していずれか少ない額

③付帯工事費（撤去費）

見積書の「付帯工事費（撤去費）」に消費税率を乗じて算出される額（1,000円未満切捨）と「付帯工事費（撤去費）の補助基準額」を比較していずれか少ない額

●**交付申請額＝①＋②＋③**

【建て替え等の場合】（建築確認を伴う場合）

①本体設置費

見積書の「本体設置費」に消費税率を乗じて算出される額（1,000円未満切捨）と「人槽区分に応じた本体設置費の補助基準額」を比較していずれか少ない額

②撤去費

見積書の「撤去費」に消費税率を乗じて算出される額（1,000円未満切捨）と「付帯工事費（撤去費）の補助基準額」を比較していずれか少ない額

●**交付申請額＝①＋②**

施工写真の撮り方

《共通事項》

- ①各工程の作業状況のものを除き、担当する浄化槽整備士が工事用黒板を持って写ることが望ましい。
- ②工事着工前、各工程終了、工事完了の写真は、同じ場所、同じ角度で撮影することを心がけること。
- ③各工程の作業状況のものには、作業に用いた道具が写るようにすること。
- ④工事用黒板には、施工業者名、作業内容を記入すること。
- ⑤工事用黒板の内容が見つからない場合は、写真の台紙に注釈を入れること。

《個別事項》

撮影項目	内容	注意事項
工事着工前	担当する浄化槽整備士 及び工事着工前の設置箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備士が正面向きで撮ること ・工事事業者の標識版を掲げて撮ること ・背景に工事を行う場所（設置予定地）の 周辺状況（地面、家屋等）ともに撮ること
掘削	施工状況	
	掘削終了時	スケールを当て、掘削した穴の幅、奥行き、深さが分かるようにすること
基礎	砕石（栗割石）の転圧状況	転圧に用いた道具も撮ること
	コンクリート打設状況	鉄筋の間隔が確認できるようにすること
	基礎工事終了時	砕石、コンクリートの施工後における底からの高さが分かるようにすること
据付	据付前の浄化槽	浄化槽の形式が分かるようにすること
	水張り作業	
	水平の確認	本体の水平を確認するための水準器も撮ること
埋戻	転圧、水締め	
	埋戻終了時	
上部スラブ	コンクリート打設前	鉄筋の間隔が確認できるようにすること
	工程終了	
工事完成	工事完成	工事着工前と同じ角度で撮影すること
	蓋のかさ上げ状況	スケールを当てること
既設浄化槽等撤去	撤去工事着工前	既設浄化槽等の状況や、建物などの周辺状況がわかるようにすること
	汚泥汲取り作業	
	洗浄作業	
	撤去工事後	既設浄化槽等を掘り出した後の状況がわかるようにすること
	撤去した本体	
配管工事	施工状況（遠方）	
	施工状況（近方）	